

ID: 311

担当部署: 経済部 農務課 畜産係

処分の概要	分担金の徴収猶予		
例規名 根拠条項	名寄市畜産基盤再編総合整備事業分担金徴収条例 第5条		
例規番号	平成18年条例第170号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (分担金の徴収猶予)  第5条 市長は、受益者が災害その他の理由により、当該分担金を納付することが困難であると認めるときは、分担金の徴収を猶予することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日